

令和7年台風第15号等にかかる災害における住宅の応急修理 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領

(令和7年9月11日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和7年台風第15号等にかかる災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町は、「（参考1）災害救助法適用市町一覧」のとおりとする。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

③ 住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者で、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者はこの限りではない。

（2）資力等の要件

災害により住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県から事務委任を受けた市町において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

資力の把握として、例えば、

- ・ 高齢で年金収入しかなく、修理する費用がない。
- ・ 住宅ローンがあり、これ以上の資金を工面することができない。

- ・子どもの養育・教育費の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・多子世帯で日々の生活費用の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・自宅だけでなく、事業所又は田畑等も被害に遭い、これらの補修に係る費用に多額の費用が掛かること、また、事業を再開するまでの間、収入が見込めない。

など

※なお、これらはこれまでの精算監査等で資力に関する申出に記載されていた事例を簡潔に記載したものであり、これらに対象が限定されるものではない。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 応急修理の対象範囲について「住宅の応急修理に関するQ&A」（参考3）を以下のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 半壊以上の被害を受けた世帯 739,000 円以内
- ② 準半壊の被害を受けた世帯 358,000 円以内

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものである（民法第606条第1項「賃貸人の修繕義務」※参照）が、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

※ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（賃貸人による修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（賃借人による修繕）

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

4 手続の流れ

県から事務委任を受けた市町は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

5 証拠写真の提出

（1）「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。

（2）修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（別紙5）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。）

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

(参考 1)

災害救助法の適用市町一覧

静岡県

静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

(以上、令和 7 年 9 月 5 日適用)

(参考 2)

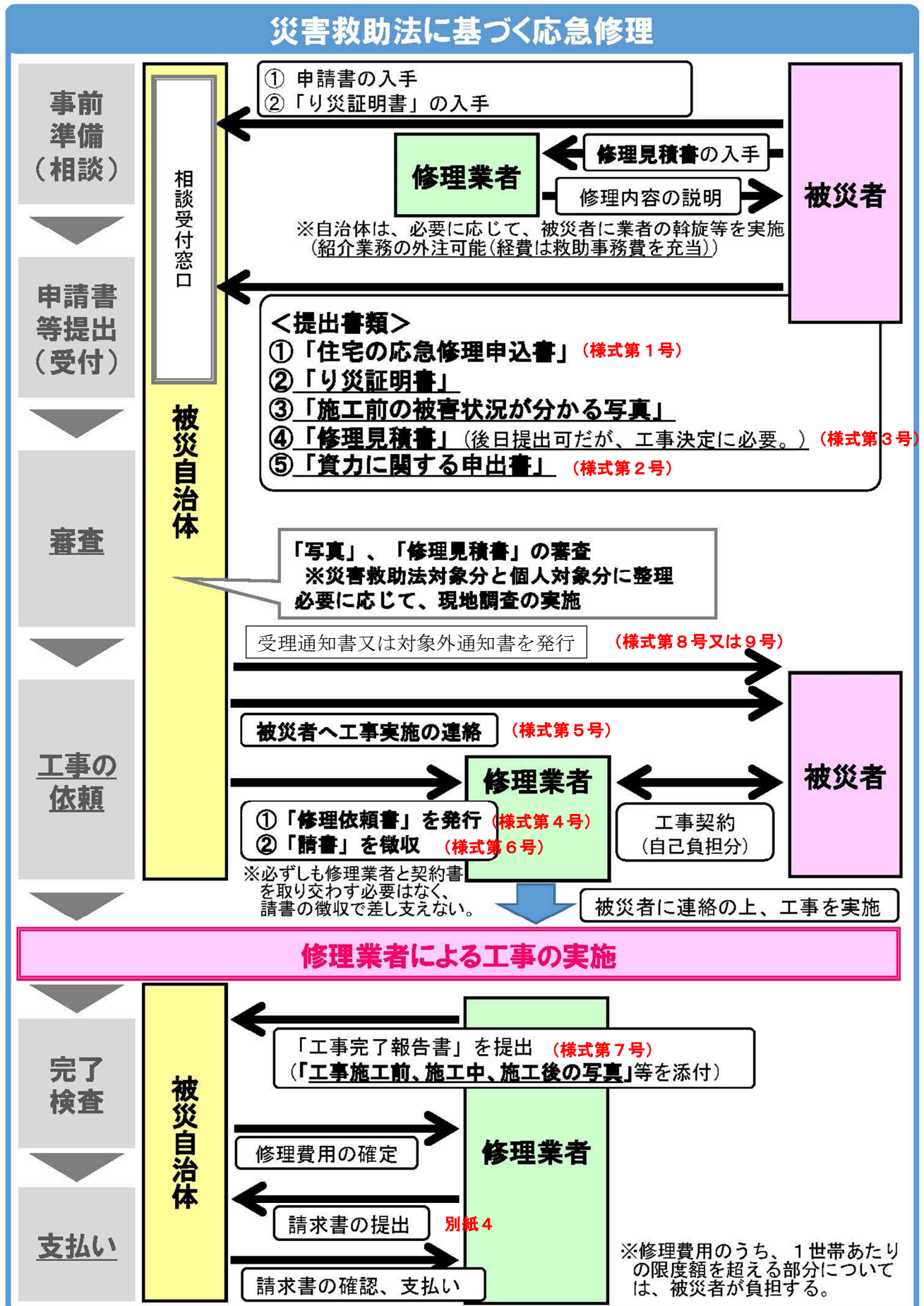
住宅の応急修理に係る県と市町の事務分担

実施項目	県業務	市町業務
① 県・市町の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施	—	○
④ リ災証明書の発行	—	○
⑤ 修理業者への業務内容説明	—	○
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）	—	○
⑦ 被災者からの申込様式の作成	○	—
⑧ 県・市町の申込受領に関する様式等の作成	○	—
⑨ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）	—	○
⑩ 修理見積書の確認	—	○
⑪ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収	—	○
⑫ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明	—	○
⑬ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施	—	○
⑭ 修理業者からの請求書の提出の確認	—	○
⑮ 修理業者に対する負担行為・支払い	—	○

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ & A

質 問	回 答
【制度】	
住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	- 災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 応急修理制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象としています。
住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	- 修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 - ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	- 住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 - なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。 このため、修理期間が1か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、災害発生の日から原則6カ月間、賃貸型応急住宅の使用が可能です。
災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。
火災保険等の保険金が振り込まれるため、お金が入る予定だが、その場合でも資力がないとしてよいのか。	保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えない。 （例えば、住宅のローンや教育ローン等、災害により保険金が振り込まれたとしても、様々な費用負担があることも考えられるため、必ずしも資力があるとは言えない。そのため、「資力に関する申し出書」に資力がないことを記載してください。）
公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいのか。	住宅の応急修理制度は、住宅の修理が対象となります。 そのため、駐車場や倉庫は対象外です。 駐車場や倉庫が住宅に併設されていても、その箇所は対象外となります。

家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
住宅の応急修理の完了期限が3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いいたします。
住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いいたします。
被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めているが、この要件は撤廃している。
火災保険等の保険金が振り込まれるため、お金が入る予定だが、その場合でも資力がないとしてよいのか。	保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えない。 （例えば、住宅のローンや教育ローン等、災害により保険金が振り込まれたとしても、様々な費用負担があることも考えられるため、必ずしも資力があるとは言えない。そのため、「資力に関する申し出書」に資力がないことを記載してください。）
住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式1号） ② り災証明書の写し ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式3号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式2号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでも良いのか。	コピーで差し支えありません。
単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金等の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。

1 階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1 階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。ただし、1 階の階段が壊れて2 階の居住スペースに行けない、1 階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 また、「離れ」に浴室がある（「母屋」には浴室はない）など「離れ」の浴室を修理しなければ、日常生活に支障が生じる場合は、「離れ」の浴槽を修理して差し支えありません。 なお、この場合には、図面等の添付してください。
D I Y の材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Y は、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
材料費のみもらって施工は自分でする場合は、対象にならないのか。	上記と同様ですが、修理業者との契約が発生しないため対象外となります。
複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を6 畳間から8 畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
70 万 6 千円以内あるいは 34 万 3 千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第 2 号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ● 修理総額 100.0 万円の場合 ・ 応急修理 70.6 万円以内 （注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） ・ 自己負担 29.4 万円以上 なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いします。
住宅が大きい場合、全体の見積書を取る必要がある	・ 応急修理の対象部分のみの見積もりで差し支えありません。 ・ しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも

か。	考えられるため、全体的見積書があると幅広く修理の対象を整理することが可能となります。
応急修理業者は指定業者から選択しなければならないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 （ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）
見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいのか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいのか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。 なお、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加えました。地方公共団体が使用する場合は、様式を選択することが可能となります。
施工中の写真のみ撮っていないという場合、どのようにしたらよいのか。	・ 本来であれば、修理していることを証明するため、施工中の写真が必要です。 ・ 施行中の写真がない場合等は、施工業者から『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』を提出いただくことでせ施行中の写真等の代替とします。
事前着工しており契約をしている場合でも、施工前、施工中、施工後の写真があれば事前着工は認めるということでしょうか。	・ 修理業者にお金を支払っていないのであれば対象とすることが可能です。速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってください。 ・ また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされていない場合は応急修理の対象として差し支えありません。
応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口にご相談してください。
被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れているから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。	被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。 まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してく

どうしたら良いだろうか。	ださい。 また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）
--------------	---

【屋根】

壊れた屋根の補修は対象になるか。	地震や台風・暴風、竜巻による屋根瓦の脱落やズレ等を修理する場合、応急修理の対象として差し支えありません。 具体的には、 ・屋根葺材（瓦、鋼板など）のずれ・めくれ、落下、割れ・破損 ・野地板（瓦の下地板）の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀裂 ・棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 ・雨樋などの不陸、破損 など
瓦葺屋根から鋼板葺屋根に変更することは可能か。	近年、瓦業者が減少しております。そのため、変更することは差し支えありません。
経年劣化した屋根の修理は対象になるか。	災害により受けた住宅の被害等を修理する制度ですので、経年劣化だけでは応急修理の対象にはなりません。
屋根の塗装だけというケースは応急修理の対象になるか。	・ 災害により破損した箇所を修理し、修理箇所の鋼板の色に元の屋根を同じ色に合わせる等は対象として差し支えありません。 ・ なお、屋根の腐食防止等の経年劣化による再塗装は修理ではないため、対象にはなりません。
破損した屋根に緊急的にブルーシートを貼ることはできますか。	・ 緊急措置として屋根等のブルーシート張りを業者に依頼することは可能です。 ・ ブルーシートは最寄りの市町村でも配布しています。 ・ また、ブルーシートを張ってもらう業者についても、最寄りの市町村で紹介が可能です。

【柱・梁】

傾いた柱の起し	筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等の耐震性確保ための措置を行うことは可能です。
破損した柱・梁等の構造部材の取替は可能か。	・ 柱や梁に損傷が生じた場合、応急修理の対象となります。 ・ 柱・梁が折れるなどの大きな損傷がある場合は、住宅の重量を支えることができない場合もあるため、住宅に入る場合は安全を確保した上で入ること。

【基礎】

基礎の修理はどこまでが対象となりますか。	・ 地震の揺れ、液状化、河川の決壊（外力あり）などの被害により、「布基礎」、「べた基礎」、「玉石基礎」などの基礎部分に損傷或いは、地盤の流出、陥没、液状化等が発生した場合は、応急修理の対象となります。
----------------------	--

	(被害の具体例) ・ 基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破壊 ・ 地盤沈下等による不陸 ・ 上部構造が基礎から移動 ・ 地盤の流出、陥没、液状化 など ・ ただし、「基礎コンクリートの劣化防止のための補修」など、将来的なコンクリートの劣化防止（予防措置）のための工事は応急修理の対象とはなりません。
--	---

【外壁・内壁・間仕切壁等】

浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	・ 一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 ・ その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。
壁の修理について、床上 20～30cm 程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理するということは不可能だと考えるが、上まで修理することを対象とすることができるか。	・ 修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。 ・ 一般的には、床上 20～30 cmであれば、床上から 50 センチ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせてから、修理する方法も考えられます。
壁紙の補修は可能か。	・ 壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合には、対象として差し支えありません。 ・ 壁紙だけの補修は対象にはなりません。

【床・階段】

床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	・ 汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として交換等していただいて差し支えありません。 ・ また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	・ 住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 ・ 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいのか。	・ 当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ・ ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
畳の交換は対象となるのか。	・ 床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。畳だけの交換は対象となりません。 ・ また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
床下収納は対象になるか	床下収納は日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とはいえないため、応急修理の対象外となります。

【建具（ドア、窓等）】

内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
窓ガラスについては、ペアガラスでもよいと記載がある。問題ないか。	・サッシ（窓枠）毎交換を行う場合は、ペアガラスのサッシにしても差し支えありません。 ・割れたガラスだけの取り換えについては、被災前と同等のガラスに取替となります。
壊れたクレセントの交換は可能か。	地震等により変形したクレセントを交換する場合、応急修理の対象として差し支えありません。

【配管・配線】

配管の修理はどこまで対象になるか。	災害により破損した、 ・上下水道管の水漏れの補修、 ・給排気設備（換気扇などの交換）、 ・電気・ガス・電話等の配管・配線の補修 は応急修理の対象となります。
上水道配管の水漏れ部分の補修の対象はどこまでの部分か。	・上水道の修理は、市町村が設置する止水栓（元栓）から宅内に引き込まれる配管が対象となります。 ・一般的に配管は地中に埋設されていることから、修理を行う際は、敷地の掘削が必要になります。
従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたい、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談します。
地震により、宅内の水道管に亀裂が入った。水道管の修理は対象となるか。	宅内の水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
地震により浄化槽につながっている下水管が外れてしまったが、応急修理の対象となるか。	宅内の下水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
配線の補修はどこまでが修理の対象となるのか。	電気、テレビアンテナ、電話等の配線の修理は対象として差し支えありません。 また、スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックなども対象になります。

【便所】

便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） ・被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支
------------------------------	---

	えありません。 - 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 - 和式便器から洋式便器（暖房便座は可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） - 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません
住宅の1階と2階の両階にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 - また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象とはなりません。
温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	- 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 - ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
トイレには、大便器と小便器があるが、どちらも修理して良いか。	応急修理制度は、日常生活に必要な最小限度の部分を修理するものであり、大便器を修理することで、排泄の用が足りることから、小便器の修理は対象とはしていない。

【浴槽】

浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。 なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。
---------------------------------------	---

【キッチン】

台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	- 損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 - ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 - IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 - なお、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
システムキッチンが丸ごと、交換することになった場合、ガスコンロ。IHどちらでもよい。	ガスコンロ、IHヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象として差し支えありません。 ただし、ガスコンロからIHヒーターに変更する等、明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。

【給湯設備】

屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	- 浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 - ただし、給湯器の交換に当たっては、故障箇所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写
-----------------------	---

	真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。)
壁面設置型の屋外給湯器の設置位置を変更しても問題ないか。	これまで設置されていた場所から、上下、左右、設置する位置を変更することことは差し支えない。
屋外設置型給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。	メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象として差し支えありません。
屋外設置型給湯器（エコキュート等）、国の補助（給湯省エネ 2024 事業）があるようだが応急修理と併用は可能か。	・ 応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用にはならない。 ・ ただし、給湯器を修理の自費修理の対象としない場合、自己負担で国の補助に申し込むことは可能です。
設備等の同等品の取り扱いについて、型番等の写真から同等品か確認をする等行っている事例があるが、どの程度まで行えばよいのか。	・ 便器、浴槽、キッチン及び給湯器等、被災前に使用していたメーカー名と型番（写真撮影）及び後継機種であることを証明する資料（写真及びカタログや同等品証明など）があれば差し支えありません。

【エアコン】

エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
---------------------	---------------------------------

【その他の設備】

各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
---	---